- 1.件名:「日本原燃(株)における今後の許認可手続への対応に係る面談」
- 2.日時:令和2年12月9日(水)13時30分~13時50分
- 3.場所:原子力規制庁 9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審查部門

長谷川安全規制管理官、古作調査官、二平係員 日本原燃(株)

增田 代表取締役社長 社長執行役員 他3名

5.要旨

- (1)日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)における核燃料物質の加工の事業の変更許可に関する許可書の交付をした。これに併せて、原子力規制庁より、日本原燃に対して、新規制基準に係る今後の許認可手続への対応について、下記のとおり伝えた。
 - ・再処理施設を始めとして、設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に向けた面談を半年近く実施してきたが、現時点においても十分な準備ができているとは言い難い。
 - ・それについては、対応にあたって電力事業者の知見を十分に活用できていない点や、面談等における指摘の意図を汲み取って全体へ展開することができていない点、個々の作業の工程管理が甘く、課題を残したまま次の作業へ進んでしまう点などが要因として挙げられる。
- (2)日本原燃から、規制庁の指摘についてはよく承知しており、今後より 一層の改善を図っていく旨、また、今月以降順次提出するとしている 設工認申請やその説明にあたっては、指摘を踏まえて適切に対応して いく旨の発言があった。

6. その他

なし